

## 平成31年第5回花巻市教育委員会議（定例会）議事録

### 1. 開催日時

開会 平成31年4月25日（木） 午前10時05分

閉会 平成31年4月25日（木） 午前10時53分

### 2. 開催場所

石鳥谷総合支所 3-2、3-3会議室

### 3. 出席委員（4名）

教育長 佐藤 勝

委員 中村 弘樹

委員 衣更着 潤

委員 熊谷 勇夫

### 4. 欠席委員（2名）

委員 伊藤 明子

委員 役重 眞喜子

### 5. 説明のため出席した職員

教育部長 岩間 裕子

教育企画課長 小原 賢史

学務管理課長 佐々木 晋

学校教育課長 中村 哲

こども課長 今井 岳彦

文化財課長 平野 克則

### 6. 書記

教育企画課 課長補佐 大竹 誠治 総務企画係長 大和 あゆみ

主査 佐々木 晶子（書記）

○佐藤勝教育長 ただいまから、平成31年第5回花巻市教育委員会議定例会を開会いたします。会議の日時、平成31年4月25日、午前10時05分。会議の場所、石鳥谷総合支所3-2、3-3会議室。日程第1、会期の決定でございます。本日一日とすることに御異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声）

○佐藤勝教育長 日程第2、議事に入ります。議案第5号「花巻市立小中学校における適正規模・適正配置に関する基本方針の策定に関し議決を求めることについて」を議題といたします。事務局から内容の説明をお願いいたします。小原教育企画課長。

○小原賢史教育企画課長 議案第5号「花巻市立小中学校における適正規模・適正配置に関する基本方針の策定に関し議決を求めることについて」を御説明申し上げます。

本議案は、新たな教育課題に対応するため、平成20年3月に策定した「花巻市立小・中学校の学区再編等に係る基本方針」を全面改定し、新たに「花巻市立小中学校における適正規模・適正配置に関する基本方針」を策定することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第1号の規定により議決を求めようとするものであります。

お手元に配付しております、議案第5号（別紙）「花巻市立小中学校における適正規模・適正配置に関する基本方針」を御覧いただきたいと存じます。主な内容について御説明いたします。2ページを御覧願います。「はじめに」の部分でございますが、本基本方針は第2期花巻市教育振興基本計画の策定に当たって審議会や教育関係団体、パブリックコメントで寄せられた市民の意見のほか、有識者会議として設置した「保育教育環境検討会議」、市民ワークショップ「未来創造知恵出し会議」でいただいた意見を参考に、20年後までの姿を見通した、本市における小中学校の適正規模・適正配置に関する望ましい姿の考え方をまとめた新たな指針であることを記載しております。

次に、「1. 花巻市がめざす児童生徒像と学校のあり方」であります。目指す児童生徒像については、「夢と希望を持ち、たくましく、いきいきと成長していく子ども」とし、3ページになりますけれども、めざす学校のあり方及び望ましい教育環境の構築のため、それぞれの関係者が担うべき役割について記載しております。

「2. 学校の現状と課題」につきましては、市内小中学校において早期解消が求められている大きな教育課題として、4ページから6ページまでは、「少子化に伴う学校の小規模化」といたしまして、複式学級における学習課題、小規模中学校における教育課題、学級規模の縮小による課題について記載しておりますほか、7ページに、「施設の老朽化」と「教職員の多忙化」について記載をしております。

「3. 学校の適正規模の基本的な考え方」についてであります。8ページにかけて、花巻市が目指す児童生徒像や教職員の多忙化解消のために必要と考える学級規模について記述しております。

8ページの中段は、「4. 通学範囲の基本的な考え方」として、今後、学校統廃合が行われた場合の通学距離及び通学時間を記述しております。

9ページになりますが、「5. 小中一貫校導入の基本的な考え方」では、小中一貫校の導入について、学校統合とあわせて検討すること、また、導入を検討するに当たって留意すべき事項について記載しております。

9ページ下段から10ページにかけての「6. 適正配置の基本的な考え方」につきましては、花巻、大迫、石鳥谷、東和の各地域の歴史や文化の特性のほか、現下の状況を踏まえつつ、地域ごとの適正配置の考え方をまとめてございます。

10ページ下段から11ページにかけての「7. 学校施設改築等の基本ルール」につきましては、校舎等の学校施設の大規模な改築が必要な場合は、原則として長寿命化による改良もしくは建て替えによる改築のいずれかを国の補助金や交付金の動向を考慮し選択するという基本的なルールを記述してございます。

最後に、「8. 学校の適正規模・適正配置を進めるに当たっての留意事項」であります。今後、学校統合や学区の変更等を具体化するに当たっては、児童生徒や就学前児童の保護者の声を重視しつつ、地域や学校支援組織等の理解を得られるよう、将来のビジョンを共有し、対話を深めてまいります。また、その実施に当たっては、地域ごとの就学前児童の保護者及びPTAを対象とした議論の場や教育と地域づくりの両面から課題にアプローチする場を設定するほか、地域との合意により学校統合を行う場合は、児童生徒の適応、PTAや地域等の対応準備の必要性を鑑み、おおむね2年の準備期間を置くことなどを記載しております。以上で説明を終わりますがよろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤勝教育長 ただいま、事務局から説明がございました。先日、総合教育会議でもいろいろ議論なされたところでありますが、本方針について質疑がありましたらお願いいたします。衣更着委員。

○衣更着潤委員 総合教育会議からの変更点はあるのですか。

○小原賢史教育企画課長 お答えいたします。総合教育会議以降の変更点はないところであります。

○佐藤勝教育長 ほかにございませんでしょうか。

(なしの声)

○佐藤勝教育長 それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより採決いたします。お諮りいたします。議案第5号「花巻市立小中学校における適正規模・適正配置に関する基本方針の策定に関し、議決を求めることについて」を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

○佐藤勝教育長 それでは、異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり議決されました。

次に、議案第6号「花巻市教育振興審議会委員の任命に関し議決を求めることについて」を議題といたします。事務局から提案内容の説明を求めます。小原教育企画課長。

○小原賢史教育企画課長 議案第6号「花巻市教育振興審議会委員の任命に関し議決を求

めることについて」を御説明申し上げます。

花巻市教育振興審議会は、教育行政の基本的施策に関し必要な事項を調査審議するため、教育委員会の諮問機関として設置された審議会であります。本審議会の委員につきましては、花巻市教育振興審議会条例第3条第1項の規定により、委員20名以内をもって組織し、教育関係者、識見を有する者及びその他教育委員会が必要と認める者のうちから委嘱することとなっておりますことから、このたび任期満了に伴い、再任を含め、新たに15名を委員に任命しようとするものであります。

議案書の12ページと議案第6号資料を併せて御覧願います。新たに任命しようとする委員の氏名、年齢、性別、現職及び新任・再任の別につきましては、議案書のとおりであります。なお、川村均氏と菊池敦子さんにつきましては公募により選考したものであります。

任命は、令和元年5月1日付け、任期は同条例第3条第2項の規定により、2年となっておりますことから、令和3年4月30日までであります。以上で説明を終わりますがよろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤勝教育長 ただいま、事務局から説明を受けました。本件は、人事案件ですので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じます。これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

○佐藤勝教育長 御異議ありませんので、質疑討論を省略し直ちに採決することに決しました。お諮りいたします。議案第6号「花巻市教育振興審議会委員の任命に関し議決を求めることについて」を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

○佐藤勝教育長 それでは、異議なしと認め、議案第6号は原案のとおり議決されました。

次に、議案第7号「花巻市就学指導委員会委員の任命に関し議決を求めることについて」を議題といたします。事務局から提案内容の説明をお願いいたします。中村学校教育課長。

○中村哲学校教育課長 議案第7号「花巻市就学指導委員会委員の任命に関し議決を求めることについて」御説明申し上げます。

花巻市就学指導委員会は、障害等特別な教育的支援を要する就学予定者並びに児童及び生徒の適切な就学を図るため、花巻市就学指導委員会条例に基づき設置される委員会であります。

議案書14ページと議案第7号資料を併せて御覧ください。委員は条例に基づき、医師、識見を有する者、関係教育機関の職員、関係行政機関の職員のうちから13名を任命しております。委員の任期は2年ですが、平成31年度の人事異動により欠員が生ずることとなったため、新たに1名を任命しようとするものであります。

任命しようとするものは、花巻市教育委員会教育部こども課こども発達相談センター副所長、高橋美香、新任でございます。任期につきましては、前任者の残任期間の令和2年4月30日までであります。以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤勝教育長 ただいま、花巻市の就学指導委員会の任命に関しての説明を受けました。この件につきましても人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これに御異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

○佐藤勝教育長 それでは、御異議なしということで、質疑討論を省略し、直ちに採決することに決しました。お諮りいたします。議案第7号「花巻市就学指導委員会委員の任命に関し議決を求めることについて」を原案のとおり決することに御異議ありませんでしょうか。

(異議なしの声)

○佐藤勝教育長 異議なしと認め、議案第7号は原案のとおり議決されました。

次に、議案第8号「花巻市立小中学校管理運営規則の一部を改正する規則の臨時専決処理に関し承認を求めることについて」を議題といたします。事務局から提案内容の説明を求めます。小原教育企画課長。

○小原賢史教育企画課長 議案第8号「花巻市立小中学校管理運営規則の一部を改正する規則の臨時専決処理に関し承認を求めることについて」を御説明申し上げます。本議案は、「花巻市立小中学校管理運営規則の一部を改正する規則」について、教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定によって、平成31年3月29日に臨時専決処理をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

議案第8号資料も併せて御覧くださるようお願いいたします。初めに、本規則の改正理由について御説明申し上げます。学校教育法施行規則の一部を改正する省令が平成29年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されております。これにより、学校教育法第37条第14項に定める事務職員の職務規定が「事務をつかさどる」に改められたことに伴う、事務長及び事務主任の職務について、それぞれ「事務職員その他の職員が行う事務を総括する」、「事務に関する事項について連絡調整、指導及び助言に当たる」と改められたことから、事務職員の職務内容について、所要の改正を行ったものであります。

改正の内容について御説明いたします。今回の改正は、教育指導面や保護者対応等により学校運営に当たる校長や副校長の負担が増加する状況の中、学校組織における総務、財務等に通じる専門職である事務職員の職務を見直し、管理職や他の教員との適切な業務の

連携や分担のもと、その専門性を生かし、学校事務に関し一定の責任を持って処理することとし、より主体的・積極的に校務運営に参画することを目指しているものであります。

なお、主幹の職に関しては、花巻市内小中学校には現在のところ配置されていないものの、岩手県条例であります「市町村立学校職員の給与に関する条例」により、主幹が行政職給料表6級、事務長は行政職給料表5級の職務であり、主幹の職が上位の職であることから、その記載順を改めるものであります。また、学校校務員の職に関し、技術職員と表記しておりましたが、職務内容が作業、労務等に従事する職でありますことから、労務職員と表記することとし、その職務内容についても改めることとしたものであります。加えて、事務主任の職務について、「事務に関する事項について連絡調整、指導助言にあたる」と改めましたが、連絡調整及び指導、助言は、学校の事務の処理に当たり、事務主任が、その経験等をもとに教諭やその他の職員に対して行うことを想定しているものであります。

なお、本規則は、平成31年4月1日から施行しております。以上で説明を終わりますがよろしく御審議の上御承認賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤勝教育長 ただいま、事務局から説明を受けました。説明の内容のとおりだと思います。事務職とか主幹とか、聞き慣れない言葉が出てきますけれども、事務職の職務ということで、今まで以上に学校運営に強い参画を促すといった権限付与するといった内容の改正趣旨だと私は理解しました。質疑の方はございませんでしょうか。中村委員。

○中村弘樹委員 校務員について、技術職員としていたものを労務職員と表記した場合に、業務内容は変わるのでしょうか。

○佐藤勝教育長 佐々木学務管理課長。

○佐々木晋学務管理課長 業務内容は同じでございます。技術というのはスキルとなるということで言葉を改めたものです。

○佐藤勝教育長 ほかにございませんでしょうか。熊谷委員。

○熊谷勇夫委員 事務長について、例えば、規模の大きい学校とか、あるいは共同実施の総括的立場の方を事務長とするということで、新たな職として何年か前に出来たという認識があるんですけども、その方が主幹になるということですか。そして、事務長以外の例えば、主任主査とか主査とか主事とかいらっしゃいますけど、その方々の名称はそのとおりということですか。

○佐藤勝教育長 佐々木学務管理課長。

○佐々木晋学務管理課長 小中学校で事務長を増やしていこうということですが、主幹に

関しましては、小中学校ではまだいません。県で事務長の上が主幹ということで、例えば、中部教育事務所の企画総務課長は主幹兼企画総務課長というような形になっております。

○熊谷勇夫委員 共同実施の総括的立場の人を事務長という職名でやっていましたが、それは主幹とは言わないのですか。

○佐々木晋学務管理課長 はい。言わないです。

○熊谷勇夫委員 事務長はそのまま事務長ということですか。

○佐々木晋学務管理課長 もしかして主幹になっていくかもしれませんが、今は県内の小中学校で主幹はいません。

○熊谷勇夫委員 県では、主幹あるいは主幹兼何某とかっていう役職つきますけれども、義務教育小中学校では、今まで、それ以上がなかったってということで、今後はあり得ると。そういう新たな職としてあり得るといって押さえてよろしいですか。

○佐々木晋学務管理課長 はい。

○佐藤勝教育長 主幹という職務が、今後必要になってくる可能性もあるということでの改正と御理解をいただきたいと思います。ほかにございませんでしょうか。

(なしの声)

○佐藤勝教育長 よろしいですか。それでは質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより採決いたします。お諮りいたします。議案第8号「花巻市立小中学校管理運営規則の一部を改正する規則の臨時専決処理に関し承認を求めることについて」御異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

○佐藤勝教育長 それでは、異議なしと認め、議案第8号は原案のとおり議決されました。

次に、議案第9号「花巻市教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令の臨時専決処理に関し承認を求めることについて」を議題といたします。事務局から提案内容の説明をお願いいたします。小原教育企画課長。

○小原賢史教育企画課長 議案第9号「花巻市教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令の臨時専決処理に関し承認を求めることについて」を御説明申し上げます。

本議案は、花巻市教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令について、教育長に対

する事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定によって、平成31年3月29日に臨時専決処理をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

議案第9号資料を併せて御覧くださるようお願いいたします。初めに、本訓令の改正理由について御説明申し上げます。「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」が、平成29年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されております。この改正により、事務長は校長の監督を受け、事務職員その他の職員が行う事務を総括し、その他事務をつかさどることに改められましたことから、現在、学校長の専決事項のうち、軽易又は定例的な事項であらかじめ教育長が指定する事務について、副校長が専決できることとしておりましたが、副校長に加えまして事務長についても専決できることに改めようとするものであります。

それでは、改正の内容について御説明いたします。現在、副校長の専決事項については、平成21年7月1日付け21花教小第282号、教育長通知により定めておりますが、このうち、軽易な照会、回答、報告、通知、届出、進達、調査、申請等に関することのほか、諸手当の認定や予算経理に関することとして、議案第9号資料その4中の下線を付した事項について、事務長の専決事項とするものであります。また、事務長の配置がされていない学校においては、従前のおり副校長の専決事項とするものであります。

なお、本訓令は、平成31年4月1日から施行しております。以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上御承認賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤勝教育長 それでは、今の代決専決規程の一部を改正する訓令の臨時専決処分について、質疑の方ございませんでしょうか。衣更着委員さんよろしいでしょうか。

○衣更着潤委員 副校長及び事務長が、それぞれ学校長の役をという意味なんですかね。

○佐藤勝教育長 佐々木学務管理課長。

○佐々木晋学務管理課長 具体的には、今まで専決事項に副校長が行えるものは51項目あったものですが、その中から、事務長が行えるものを増やしたというものです。事務長は11項目です。副校長が実際にやるべきことを事務長が行うことができるようになります。副校長はすごく業務が多くなっていますので、少しでも軽減するということです。あとは事務長が学校経営に参画していくということでこのようにしております。

○衣更着潤委員 わかりました。ありがとうございます。

○佐藤勝教育長 もちろん全部任せっぱなしということではなくて、校内での連絡とか相談とか、最終的には校長も理解した上で行うものであります。副校長の仕事が非常に多いこと、それから、議案第8号でもございましたけれども、事務職、特に事務長の権限をもう少し大きくして、学校経営にもっと積極的に参画してもらうことが根底にあると私は

理解しておりますが、ほかに質疑ございませんでしょうか。衣更着委員。

○衣更着潤委員 それに関連してですが、小規模校の場合、事務職員を置かないこともあるのでしょうか。亀ヶ森小学校の場合、副校長がおりませんが、そういう場合の体制はどうなるのでしょうか。忙しくならないのかなど。

○佐々木晋学務管理課長 もちろん人がいないことでとても忙しくなるのはそのとおりですが、現在、花巻では事務職員がいない学校はございません。全部の学校に事務職員は配置されているのですけれども、これから先、学級数をもっと減るようなことがあれば事務職員も置けないことになってきます。

○衣更着潤委員 そうなると副校長先生の業務が多くなるのですか。

○佐々木晋学務管理課長 実際には副校長がいなくなり、副校長がいない学校に事務職員もいなくなるということで、近くの学校の事務職員が兼務とか助けに行く形になります。あとは共同実施ということで集まってフォローし合うことになります。

○衣更着潤委員 大変ですね。校長先生の中には副校長経験のない方もいらっしゃる聞いたことがあるのですが、そういう場合はフォローすることによって経営をうまく成り立たせるわけですね。副校長経験のない校長の場合は、経験のある人をまた改めて呼ぶわけにはいかないと思うのですが、うまく連携してやるということなんでしょうか。

○佐藤勝教育長 佐々木学務管理課長。

○佐々木晋学務管理課長 すいません。副校長の経験のない校長は事務関係が不得意だということでしょうか。

○衣更着潤委員 余計に大変ではないかと思ったのですが、どうなのでしょう。副校長経験がない方が配置されている例があるかどうかも分かれば。

○佐々木晋学務管理課長 副校長先生の経験がなくて校長になって事務が不得意かといえ、例えば、そういう方の中には指導主事等を経験して、予算関係を経験している方もおりますので、副校長を経験していないから事務のことが不得意だとはイコールにはならないと思います。

○佐藤勝教育長 教育委員会のサポート、例えば、財務関係ですと必ず教育委員会あるいは教育事務所と密接に連携してるわけで、進行管理や相談、助言はもちろん日常でもやっていますし、そういったことが必ずしも得意ではない方がいらっしゃる場合には、それを補填する研修についてもできるということです。一般的に先生方は予算というものについて

は、あまり得意ではない部分はあるんですけども、いろんな公金を扱うということで、そこについては私たちも厳しくチェックしたり、サポートしたりしながらやっていくということで進めております。ほかにございませんでしょうか。

(なしの声)

○佐藤勝教育長 それでは、質疑なしということで、質疑を終結いたします。これより採決いたします。お諮りいたします。議案第9号「花巻市教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令の臨時専決処理に関し承認を求めることについて」御異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

○佐藤勝教育長 それでは、異議なしと認め、議案第9号は原案のとおり議決されました。次に、日程第3、報告事項に入ります。事務局から報告をお願いいたします。中村学校教育課長。

○中村哲学校教育課長 平成31年度学校懇談会の実施要項について、御報告申し上げます。

今年度も学校懇談会を実施させていただきます。目的でございますが、(1)花巻市教育委員会委員及び事務局職員が各学校を訪問し、授業参観や教職員との懇談会を実施することにより、児童生徒の様子や教職員の考えを理解する。(2)学校経営改革に向けた市教委からの支援について考える機会とするという2つの大きな目的のもとに、教育委員さん方にも各学校に足を運んでいただき、各学校の様子を授業参観を中心に参加していただきながら、先生方と直接の対話をもって、経営について考えていただきたいと思います。

実施期日及び実施校は資料にあるとおりでございます。6月26日より順次開催していきたいと考えており、6回の学校懇談会を予定しております。基本的には、実施内容にありますとおり、授業参観と懇談会という2部構成で行わせていただきます。訪問者ということで、それぞれ委員さん方に参加していただきたいのですが、万が一、御都合があればお知らせいただきたいと思います。基本的には、学校の授業実践公開研究会の2年後ですので、公開を終えて2年後にどうなってるかというあたりも一つの観点として御覧いただければと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。以上で、日程等実施要綱について御報告申し上げます。

○佐藤勝教育長 学校懇談会の開催についてということで、6回予定しているということでありまして。この学校懇談会について、何か御質問とか御意見があればお願いいたします。衣更着委員。

○衣更着潤委員 すいません。言葉を聞き逃してしまいました。2年後にちゃんとやって

いるか見るということも一つの基準ということで、何の2年後っておっしゃいましたっけ。

○中村哲学校教育課長 資料の一番下に記載しておりますが、授業実践公開研究会が正式名称でございます。つい学校公開と言ってしまうのですが、正式名称はそのとおりとなっております。

基本的にその公開研究会に向けて先生方は非常に力を入れて頑張るのですが、そのあといろいろ疲れがあったりして、今では6年に1回のサイクルで公開となっております。その間、学校がどんなふう運営、経営しているかというあたりも時々行ってみたほうが良いという観点からも、6年の中間年みたいな形で学校訪問させてもらって、いろいろ先生方の生の声も聞く機会にしたいと思っております。

○佐藤勝教育長 御案内のとおり指導要領等も変わって、学校の経営方針や教育目標の見直しを行って、学校ではそれぞれの年で工夫してやっております。そして、先生方も何年か経って、また新しい学校で頑張っている姿を見ていただくとともに子供たちも見ていただいて、先生と懇談していくことが一番の願いです。向こうは教育のプロですので、私たちが助言できること、相談に乗ってあげられること、あるいは、先生方が気づかないこと、こういったことについての情報提供について、フランクな形で懇談ということですので、力を抜いていろんな角度から見ていただければありがたいというのが実際のところだと思っております。授業も変わってきています。外国語の授業とか道徳とか見ていただきところはいっぱいありますのでよろしくお願ひしたいと思っております。それでは今の報告について、よろしいでしょうか。

(はいの声)

○佐藤勝教育長 ほかにございませんでしょうか。岩間教育部長。

○岩間裕子教育部長 本日の資料について訂正をお願いしたいところもございましたので、後からになって申しわけございませんが修正お願いしたいと思います。議案第5号、1ページでございますけれども、「花巻市立小中学校の適正規模」となっておりますが、正式には「花巻市立小中学校における適正規模」でございます。同じ修正が提案理由のところでもございますので、2カ所修正をお願いできればと思います。それから、承認の関係ですけれども、議案第9号資料、副校長の専決事項につきまして21で終わっておりますけれども、あと1枚ございまして先ほど学務管理課長からありましたとおり51の項目がございまして、1枚追加をさせていただきます。そちらの御確認をお願いしたいと思います。最後に報告事項の資料No.1の実施期日でございますが、11月7日を木曜日に修正をお願いいたします。訂正箇所が多くて大変申しわけございません。よろしくお願いいたします。

○佐藤勝教育長 整理しますと、議案の第5号については、議案目次にある「における」が正しいということで、大変申しわけございません。それから、従来の副校長の職務につ

いての51項目については資料が不足しておりました。申しわけございません。それから日程の11月7日について曜日を木曜日に訂正をお願いいたします。大変不足した部分があって申し訳ございません。よろしくお願いいたします。ほかに報告はございませんでしょうか。

(なしの声)

○佐藤勝教育長 それでは、本日の議事日程を全て終了いたします。本日の教育委員会議はこれをもって閉会いたします。大変ありがとうございました。